

(様式2)

誓約書

周南市が実施する周南市跨道橋ネーミングライツパートナー募集の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して周南市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 申込書の提出に際し、周南市跨道橋ネーミングライツパートナー募集要領（以下「募集要領」という。）及び募集資料について十分理解し、承知の上で申込み、参加します。
- 2 募集要領の「9 応募資格」に定める必要な資格を有します。
- 3 本契約締結後に、上記応募資格に定める必要な資格を有しないこととなった場合は、周南市に書面にてその旨を通知すること、及びその内容をもって、周南市の判断により、一方的に契約を解除する可能性があることを承知します。
- 4 ネーミングライツパートナー募集の決定に関して、周南市ホームページ等に法人名、施設の愛称、契約金額等の応募内容について掲載することに同意します。
- 5 自社（私）及びその役員等は、周南市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条に掲げる暴力団員又は暴力団密接関係者のいずれにも該当しません。
- 6 本誓約書及び役員名簿等が、周南市から山口県警察本部又は周南警察署に提供されることに同意します。
- 7 周南市が山口県警察本部又は周南警察署から通報を受け、又は周南市の調査により本誓約書5に該当する事業者であると判明した場合は、周南市が条例に基づき行う措置に従うことに同意します。

(宛先) 周南市長

令和 年 月 日

住 所

商号及び名称

代 表 者

印

(参考)

周南市暴力団排除条例（抜粋）

（市の事務及び事業の実施に関する措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないようにするため、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が行う入札に参加させない措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（暴力団に対する利益の供与の禁止）

第11条 市民等は、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。

（2）暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。

（3）暴力団の活動又は運営に協力することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をすること。

（4）暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、利益の供与をすること。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として行う場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。